名護市公募型指名競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、名護市が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下「工事」という。)に係る公募型指名競争入札の実施に関し、名護市契約規則(平成48年規則第19号)及び名護市建設工事競争入札参加者資格及び指名基準等に関する規則(平成30年規則第1号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
  - (1) 選定委員会 名護市建設工事等請負業者選定委員会の設置及び運営に関する規程 (平成元年訓令第1号) に規定する名護市建設工事等請負業者選定委員会をいう。
  - (2) 入札参加希望者 工事に係る公募型指名競争入札への参加を希望する者をいう。
  - (3) 事業担当部長 工事を発注しようとする担当の部署の部長をいう。
  - (4) 選定案件 設計価格が1,000万円以上のものをいう。

(対象工事)

第3条 公募型指名競争入札の対象工事は、選定委員会で定める。

(入札参加資格要件)

- 第4条 入札参加希望者は、次に掲げる要件の全てを満たしていなければならない。
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 対象工事について名護市入札指名人名簿に登録されている者であること。
  - (3) 名護市内に本店を有する者であること。
  - (4) 名護市指名停止等事務処理要綱 (平成20年告示第93号) に基づく指名停止期間中でないこと。
  - (5) 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者でないこと。
  - (6) 入札参加資格に基づく改善指示を受けた者であって、当該改善指示要求による指名 除外措置を受けていないものであること。
  - (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続中の者でないこと。
  - (8) 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者(前号に該当するものを除く。)であること。
- 2 前項に掲げるもののほか、選定委員会は次に掲げる事項について工事ごとに要件として付すものとする。
  - (1) 建設業法第3条に定める建設業の許可の区分に関する事項
  - (2) 工事に係る技術者の配置に関する事項
  - (3) 建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査の結果に関する事項
  - (4) 格付等級に関する事項
  - (5) 工事成績評定に関する事項
  - (6) 同種・類似工事の施工実績に関する事項
  - (7) 手持工事に関する事項
  - (8) 共同企業体による施工に関する事項
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、工事の施工にあたり市長が必要と認める事項 (入札参加を希望できない者)
- 第5条 公募型指名競争入札に入札参加を希望できない者は、次に掲げる者とする。
  - (1) 当該年度において、予定価格1,000万円以上の同工種の工事を既に受注した者
  - (2) 同工種の工事を前年度から繰越して受注中の者であって、入札日の前日までに完成

検査が行われていない者

- (3) 2以上の同工種の発注案件に対して入札参加希望をした者(公募型によらない指名競争入札において指名された者を含む。)であって、先に行われる入札を落札した者(第11条の規定による落札が決定した者をいう。)は、その後に行われる入札案件を落札することができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、公募する段階において入札参加希望者があらかじめ少ない ことが明らかであると認められる場合は、市長は、選定委員会に諮った上で次に掲げる 措置を行うことができる。
  - (1) 当該年度において同工種の工事を受注した者のうち、当該受注中の工事の完成検査が入札日の前日までに行われる者を応募させること。
  - (2) 受注中の同工種の工事の進捗率が、次条に規定する入札参加資格要件審議依頼書(様式第1号)の提出期限日までに80パーセント以上の者を応募させること。

(選定委員会の審議)

- 第6条 事業担当部長は、選定案件について、公募型指名競争入札の方法により工事を発 注しようとするときは、入札参加資格要件審議依頼書(様式第1号)により選定委員会 に入札参加資格要件について諮らなければならない。
- 2 選定委員会は、前項の規定により審議した結果を、入札参加資格要件審議結果通知書 (様式第2号) により事業担当部長に通知するものとする。

(入札の公告)

- 第7条 市長は、公募型指名競争入札を実施しようとするときは、次に掲げる事項について公告を行うものとする。
  - (1) 入札に付する事項
  - (2) 入札参加資格要件に関する事項
  - (3) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
  - (4) 入札参加の手続に関する事項
  - (5) 入札の日時及び場所に関する事項
  - (6) 入札の無効に関する事項
  - (7) その他市長が特に必要と認める事項
- 2 前項の入札の公告は、別紙の例による。
- 3 公告は、次に掲げる方法により行うものとする。
  - (1) 名護市役所の掲示場での公示
  - (2) 市ホームページへの掲載
  - (3) 総務部における閲覧

(入札参加申請)

- 第8条 入札参加希望者は、公募型指名競争入札参加申請書(様式第3号)に必要書類を 添えて、市長が指定する日までに提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、受付簿(様式第4号)により、受付 を行う。

(指名通知等)

- 第9条 市長は、前条第1項の申請を受け付けたときは、指名通知書(様式第5号)を入 札参加希望者に交付するものとする。
- 2 市長は、当該案件に係る入札参加資格要件を満たしていないと認めるときは、非指名 通知書(様式第6号)を入札参加希望者に交付するものとする。
- 3 第1項の規定による指名通知を受けた者の指名は、公募型によらない指名競争入札に おける指名回数に含めない。

(開札)

第10条 市長は、予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者 のうち、最低の価格をもって申込みをした者から落札候補者として順位を決定する。

- 2 開札時における落札候補者は、第1位の者から第3位の者まで決定するものとする。
- 3 市長は、落札候補者となるべき同価をもって入札した者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者の順位を決定するものとする。

(審査及び落札決定)

- 第11条 市長は、入札後、入札公告に示す入札参加資格要件に基づき、落札候補者が当該 要件を満たしていることの審査を行い、審査の結果、落札候補者が当該要件を満たして いる場合は落札を決定し、満たしていないときは失格とする。
- 2 前条第2項及び前項の規定により、第1位の者から第3位の者までの落札候補者の審査をした結果、落札者が決定しなかったときは、前条第2項及び第3項の規定を準用し第4位以下の落札候補者を定め、順次審査を行うものとする。
- 3 市長は、前2項の規定による落札者及び失格者に対して、入札参加資格要件審査通知 書(様式第7号)を交付するものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定により落札者が決定した場合は、次順位者の審査は行わないものとする。
- 5 第3項の規定による通知に不服がある者は、市長が指定する日までに説明の申し立て を書面により行うことができる。
- 6 市長は、前項の説明の申し立てを受け付けたときは、速やかに申し立て内容を審査し、 書面により回答するものとする。

(入札の執行等)

- 第12条 第9条第1項の規定による指名通知を受けた者が当該入札を辞退しようとすると きは、辞退届を提出しなければならない。
- 2 第8条に規定する書類に虚偽の記載を行った者又は入札時において第4条に規定する 入札参加資格要件を満たさなくなった者のした入札は、無効とする。
- 3 市長は、第1項及び第9条の規定により、入札参加者が1者となった場合においても、 入札を執行することができる。
- 4 市長は、前項の規定にかかわらず入札を中止した場合において、第5条第2項に掲げるもののほか、次のいずれかの取扱いを講ずることにより、再度公募型指名競争入札を 実施するができる。
  - (1) 当該発注工事の上下の等級に属する者を対象範囲とすること。
  - (2) その他入札参加資格要件を変更すること。
- 5 前項のいずれかの取扱いを採用するかどうかの判断については、選定委員会に諮った 上で決めるものとする。

(準用)

第13条 設計価格が1,000万円未満であって、公募型指名競争入札により実施するものについては、前各条の規定を準用する。この場合において、選定委員会に諮り定めるものについては入札を執行する部署と事業を担当する部署とが協議の上定めるものとする。(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が選定委員会に諮った上で別に定める。

附 則(平成24年6月25日告示第106号)

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則 (平成25年10月9日告示第159号)

この要綱は、平成25年10月9日から施行する。

附 則(平成29年3月31日告示第 号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年6月7日告示第101号)

この要綱は、告示の日から施行する。